

「岡谷市いじめ防止等のための基本方針」(平成27年5月策定)の改定について【主な改定事項】

国・県の改定等	「岡谷市いじめ防止等のための基本方針」(平成27年5月策定)	
	現 行	改定案
基本方針の改定	1 はじめに いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、児童生徒や保護者、関わった人たちの心に長く深い傷を残すものです。 <u>この「岡谷市いじめ防止等のための基本方針」は、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」及び「長野県いじめ防止等のための基本的な方針」等に基づき、行政・学校・家庭・地域が連携を強化し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を、総合的かつ効果的に推進することを目指し、策定します。</u>	1 はじめに いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、児童生徒や保護者、関わった人たちの心に長期にわたり深い傷を残すものです。 <u>岡谷市では、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」及び「長野県いじめ防止等のための基本的な方針（平成26年）」等に基づき、平成27年5月に「岡谷市いじめ防止等のための基本方針」を策定しました。</u> <u>学校では、切ない思いをする子どもを一人でも減らせるように、いじめ防止等の対策（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）を推進してきましたが、平成29年3月、国において「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、合わせて「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が示され、重大事態への適切な対応が求められたことから、平成29年12月に「岡谷市いじめ問題対策連絡協議会等条例」（以下「条例」という。）を制定しました。</u> <u>平成30年3月には、「長野県いじめ防止等のための基本的な方針」が改定されたことから、いじめへの適切な対処等を行うため、「岡谷市いじめ防止等のための基本方針」を改定します。</u>
国の改定 ・いじめの定義の解釈の明確化	2 いじめの定義、いじめの禁止 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。 いじめは絶対に許されない行為であり、すべての児童生徒はいじめを行ってはなりません。	2 いじめの定義、いじめの認知、いじめの禁止 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。 <u>ささいなけんかやふざけ合いであっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について広く認知の対象とすることや、背景・要因にも十分留意した適切な指導が必要です。</u> いじめは絶対に許されない行為であり、すべての児童生徒はいじめを行ってはなりません。

国・県の改定等	「岡谷市いじめ防止等のための基本方針」(平成27年5月策定)	
	現 行	改定案
本市の取組	4 市における取組 (1)組織等の設置 ① 岡谷市子ども教育支援チーム 本市では、従前から児童生徒の教育課題に対する調査研究や支援を行う会議として、「岡谷市子ども教育支援チーム」を設置していましたが、平成26年度からは構成員を拡大し、運営の一部を見直したうえで、国の示す「いじめ問題対策連絡協議会」の役割を担う組織として位置づけました。 構成員はこれまでの学校、行政関係者に加え、地域の関係団体（児童相談所、警察署、人権擁護委員）、保護者代表（PTA連合会）のほか、心理や福祉に関する専門的な知識を有する者（カウンセラー、ソーシャルワーカー）を加え、それぞれの専門的な見地からの意見を反映させながら連携強化のもと、本市におけるいじめの実態把握と検証、実施すべき施策の検討、基本方針の点検評価等、総合的にいじめ防止等の対策を推進するための機能を果たします。	4 市における取組 (1)組織等の設置 市教育委員会のいじめ問題対策に係る主な組織は以下の通りです。児童生徒の教育課題に対する調査研究や支援を行う会議として、教育長直属の「岡谷市子ども教育支援チーム」を設置し、活動をしていますが、条例に規定した組織との関係、役割は組織図1の通りです。 ① 岡谷市いじめ問題対策連絡協議会 条例第2条から第9条に規定する、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るための組織です。市教育委員会の附属機関として設置します。構成員は学校、行政関係者、地域の関係団体、心理や福祉に関する専門的な知識を有する者等です。それぞれの専門的な見地からの意見をいじめ問題対策に反映させながら、関係機関の情報共有、連携を強化します。 ② 岡谷市いじめ問題対策調査委員会 条例第10条から第14条に規定する、いじめの防止等のための対策を実効的に行うための調査研究や重大事態にかかる調査等を行うための組織です。市教育委員会の附属機関として設置します。構成員は、学識経験者等（弁護士、精神科医師、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士等）とします。 ③ 岡谷市子ども教育支援チーム 児童生徒の教育課題に対する調査研究や支援を行う会議です。構成員は学校、行政関係者とします。このチームに設けている「いじめ・人権部会」は、本市におけるいじめの実態把握と検証、実施すべき施策の検討、基本方針の点検評価等、総合的にいじめ防止等の対策を推進するための機能を有します。

国・県の改定等	「岡谷市いじめ防止等のための基本方針」(平成27年5月策定)	
	現 行	改定案
	②岡谷市いじめ防止対策推進委員会 平成7年度から、市内全小中学校に「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、学校をあげて対策に取り組むとともに、市教育委員会内に「岡谷市小中学校いじめ・不登校対策委員会」を設置し、各校の状況把握とともに指導・助言や情報提供を行ってきました。 平成26年度からは、いじめと不登校を二つの組織に分けて活動の充実を図ることとし、いじめについては「岡谷市いじめ防止対策推進委員会」の名称で再編し、「岡谷市子ども教育支援チーム」のいじめ・人権部会で練りあげられた方向性や指示に基づき、学校現場の視点を反映し、より深めながら各校における実践につなげています。	④ 岡谷市いじめ防止対策推進委員会 平成7年度から、市内全小中学校に「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、学校をあげて対策に取り組むとともに、市教育委員会内に「岡谷市小中学校いじめ・不登校対策委員会」を設置し、各校の状況把握とともに指導・助言や情報提供を行ってきました。 平成26年度からは、いじめと不登校を二つの組織に分けて活動の充実を図ることとし、いじめについては「岡谷市いじめ防止対策推進委員会」の名称で再編し、<u>「岡谷市いじめ問題対策連絡協議会」</u>や「岡谷市子ども教育支援チーム」のいじめ・人権部会で練りあげられた方向性や指示に基づき、学校現場の視点を反映し、より深めながら各校における実践につなげています。
	(2)いじめ防止等に対する取組 ③子どもたちを主体とした取組の推進 会議で学んだ内容は、それぞれが自分の学校に持ち帰って仲間に発信しており、今後も児童生徒を主体とした取組を大切に引き継いでいきます。	(2)いじめ防止等に対する取組 ③子どもたちを主体とした取組の推進 会議で学んだ内容は、それぞれが自分の学校に持ち帰って仲間に発信しており、今後も児童生徒を主体とした取組を大切に引き継ぎます。

国・県の改定等	「岡谷市いじめ防止等のための基本方針」(平成27年5月策定)	
	現 行	改定案
国の改定 ・新学習指導要領に沿った授業改善 ・学校として特に配慮が必要な児童生徒についての適切な支援と組織的指導を明記	5 学校における取組 (3)いじめ防止等に対する取組 ①未然防止・・・いじめを生まない、許さない ア いじめの起きにくい学校、学級づくり ・居心地の良い、存在感を感じられる学級づくり ・日々の授業の充実 <u>「誰もがわかる授業の実践」</u> ・道徳教育、人権教育及び体験活動の充実 ・職員自身のスキルアップ、研修の推進	5 学校における取組 (3)いじめ防止等に対する取組 ①未然防止・・・いじめを生まない、許さない ア いじめの起きにくい学校、学級づくり ・居心地の良い、存在感を感じられる学級づくり ・日々の授業の充実、<u>「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業の実践</u> ・道徳教育、人権教育及び体験活動の充実 エ 職員の研修 ・教師自身が人権感覚を大切にした教育活動を展開 ・教師の不適切な認識や行動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、指導のあり方には細心の注意を払う ・特に、以下に挙げる児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性や環境を踏まえた適切な支援ができるよう、スクールカウンセラー等、専門家の助言を得ながら、各学校の状況に応じた研修を実施 ○発達障がいを含む障害のある児童生徒 ○海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒 ○性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒 ○東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒 ○その他、学校として特に配慮が必要な児童生徒
県の改定 ・「SOSの出し方に関する教育」の推進	②早期発見・・・いじめに気付く、見逃さない ア 信頼関係の構築、相談体制の充実 ・児童生徒と接する時間の確保 ・日記、生活記録等を通しての心のキャッチボール ・相談窓口の工夫と積極的な周知 ウ アンケート、Q-U調査*注2等の活用	②早期発見・・・いじめに気付く、見逃さない ア 信頼関係の構築、相談体制の充実 ・児童生徒と接する時間の確保 ・日記、生活記録等を通しての心のキャッチボール ・相談窓口の工夫と積極的な周知 ・「SOSの出し方に関する教育」の推進 ウ アンケート、アセス*注1、Q-U調査*注2等の活用

国・県の改定等	「岡谷市いじめ防止等のための基本方針」(平成27年5月策定)	
	現 行	改定案
本市の学校における年間計画	《学校における年間計画(小学校例)》 5月 ・教育相談の実施(全児童 希望保護者) ・行事(遠足 修学旅行等)を通した人間関係づくり ・家庭訪問での懇談(全保護者)・Q-U調査(1回目)の実施と分析 ・校内研修(教職員 PTA) ・いじめ根絶子ども会議 推進児童の選出	《学校における年間計画(小学校例)》 5月 ・行事(遠足 修学旅行等)を通した人間関係づくり ・家庭訪問での懇談(全保護者)・Q-U調査(1回目)の実施と分析 ・校内研修(教職員 PTA) ・いじめ根絶子ども会議 推進児童の選出
	6月 ・「悩み事アンケート」の実施と分析 ・児童との面談(先生と話そう週間) ・行事(運動会ほか)を通した人間関係づくり ・いじめ根絶子ども会議Ⅰへの参加	6月 ・「悩み事アンケート」の実施と分析 ・児童との面談(先生と話そう週間) ・行事(運動会ほか)を通した人間関係づくり ・いじめ根絶子ども会議Ⅰへの参加 ・教育相談の実施(希望児童 保護者)
	7月 ・学級経営の見直し(チェックリスト等) ・話し合い活動(学級の諸問題) 〈学級活動〉	7月 ・学級経営の見直し(チェックリスト等) ・話し合い活動(学級の諸問題) 〈学級活動〉 ・いじめ根絶子ども会議Ⅱへの参加
	8月 ・職員研修 ・いじめ根絶子ども会議Ⅱへの参加	8月 ・職員研修
	9月 ・教育相談の実施(希望児童 保護者) 留意点 ・人間関係に留意。	
	11月 ・行事(音楽会ほか)を通した人間関係づくり ・人権講演会、「花咲き山」「仲良し標語」の実施 ・児童会企画(お悩みボックス 姉妹学級交流) ・校長講話 ・Q-U調査(2回目)の実施と分析 ・学級経営の見直し(チェックリスト等) ・児童との面談(先生と話そう週間) ・保護者へ学級の現状を説明・話し合い 〈学級懇談会 保護者〉 ・中学校の人権集会に6年生が参加	11月 ・行事(音楽会ほか)を通した人間関係づくり ・人権講演会、「花咲き山」「仲良し標語」の実施 ・児童会企画(お悩みボックス 姉妹学級交流) ・校長講話 ・Q-U調査(2回目)の実施と分析 ・学級経営の見直し(チェックリスト等) ・児童との面談(先生と話そう週間) ・保護者へ学級の現状を説明・話し合い 〈学級懇談会 保護者〉 ・中学校の人権集会に6年生が参加 ・教育相談の実施(希望児童 保護者)

国・県の改定等	「岡谷市いじめ防止等のための基本方針」(平成27年5月策定)	
	現 行	改定案
国の改定 ・教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反しうることを明記	③早期対応・・・気付いたら迅速かつ、適切に対応 いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保したうえで、教職員は速やかに、「校内いじめ防止対策推進委員会」を中心とした組織的対応を行います。そのため、基本方針をもとに具体的な対応手順を示した「いじめ対応マニュアル」を整備し、全職員が共通理解し一丸となって取り組みます。 何よりも大切なのは、相手の立場に立った誠意ある迅速な対応です。	③早期対応・・・気付いたら迅速かつ、適切に対応 いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保したうえで、教職員は速やかに、「校内いじめ防止対策推進委員会」を中心とした組織的対応を行います。そのため、基本方針をもとに具体的な対応手順を示した「いじめ対応マニュアル」を整備し、全職員が共通理解し一丸となって取り組みます。 <u>学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「校内いじめ防止対策推進委員会」に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることになります。</u> 何よりも大切なのは、相手の立場に立った誠意ある迅速な対応です。
国の改定 ・いじめの「解消」の定義を詳細に規定	エ 再発防止策の検討 ・今回の事案を振り返り、再発を防ぐための改善点等を校内全体で共有	エ いじめが「解消している」状態 ・以下の2つの要件が満たされている必要があります。 ○いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安として止んでいること。 ○被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。 オ 再発防止策の検討 ・今回の事案を振り返り、再発を防ぐための改善点等を校内全体で共有
国の改定 ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 ・「不登校重大事態に係る調査の指針」	6 重大事態への対処 いじめ防止対策推進法に規定する重大事態が発生した場合には、 <u>学校、市教育委員会及び市長はそれぞれに必要な報告、調査、対応を行います。対処にあたっては、いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応することが必要です。</u> この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校や市教育委員会あるいは市が事実に向き合い、当該事態への対処を実施するとともに同種の事態の発生を防止するためのものです。調査結果を踏まえて再度、いじめ防止等に対する取組を見直し、改善を図ります。	6 重大事態への対処 いじめの重大事態については、 <u>本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」、「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省）」に基づき、適切に対応することが必要です。</u> <u>重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始します。</u> この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校や市教育委員会あるいは市が事実に向き合い、当該事態への対処を実施するとともに同種の事態の発生を防止するためのものです。調査結果を踏まえて再度、いじめ防止等に対する取組を見直し、改善を図ります。

国・県の改定等	「岡谷市いじめ防止等のための基本方針」(平成27年5月策定)	
	現 行	改定案
	(1)学校の対応 学校は、重大事態が発生した場合、<u>市教育委員会に速やかに事案発生を報告し、迅速かつ適正に組織的対応をします。</u>	(1)学校の対応 学校は、重大事態の「疑い」が生じた段階で調査を開始し、また、不登校重大事態の場合は、欠席の継続により重大事態にいたることを早期の段階で予測できる場合も多いと思われることから、重大事態に至るよりも相当前の段階から、<u>市教育委員会に報告・相談するとともに、迅速かつ適正に組織的対応をします。</u>
岡谷市いじめ問題対策連絡協議会等 条例の制定	(2)市教育委員会又は学校の対応 ②重大事態の調査 イ 調査組織 ・調査にあたっては、<u>弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、公平性・中立性・客観性を確保します。</u> ・学校が調査の主体となる場合は、校内「いじめ防止対策推進委員会」を母体として、事態の性質に応じて専門家を加えます。また、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行います。	(2)市教育委員会又は学校の対応 ②重大事態の調査 イ 調査組織 ・調査にあたっては、<u>条例に基づき設置している岡谷市いじめ問題対策調査委員会により、公平性・中立性・客観性を確保します。</u> ・学校が調査の主体となる場合は、校内「いじめ防止対策推進委員会」を母体として、事態の性質に応じて専門家を加えます。また、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行います。

国・県の改定等	「岡谷市いじめ防止等のための基本方針」(平成27年5月策定)	
	現 行	改定案
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン ・調査を開始する前に、被害者・保護者に対して丁寧な説明を行うことで、被害者等の意向を踏まえた調査が行われることを担保	③調査結果の提供及び報告 ア いじめを受けた児童生徒や保護者への情報提供 ・市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係を適時・適切な方法で説明します。そのため、いじめられた児童生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過や見通しを知らせておくことが必要です。 ・関係者の個人情報に十分配慮することが必要です。ただし、その保護を理由に説明を怠るようなことがないようにします。	③調査方針及び結果の提供及び報告 ア いじめを受けた児童生徒や保護者への情報提供 ・調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対しては以下の各事項について説明します。 ○調査の目的・目標 ○調査主体（組織の構成、人選） ○調査時期・機関（スケジュール、定期報告） ○調査事項（いじめの事実関係、市教育委員会及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲） ○調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順） ○調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等） ・市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係を適時・適切な方法で説明します。そのため、いじめられた児童生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過や見通しを知らせておくことが必要です。 ・関係者の個人情報に十分配慮することが必要です。ただし、その保護を理由に説明を怠るようなことがないようにします。
・調査結果の報告に際して注意点を明記 ・調査記録の保存期間を明記	イ 調査結果の報告 ・市教育委員会又は学校は、調査結果について速やかに市長へ報告します。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望し、調査の報告に対する所見をまとめた文書を提出した場合は、それを調査結果の報告に添えます。	イ 調査結果の報告 ・市教育委員会又は学校は、調査結果について速やかに市長へ報告します。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望し、調査の報告に対する所見をまとめた文書を提出した場合は、それを調査結果の報告に添えます。 ・市教育委員会及び学校は、岡谷市個人情報保護条例等に従って、被害児童生徒・保護者に情報提供及び説明を適切に行います。 ・調査により把握した情報の記録は、原則として市の文書管理規則に基づき、これらの記録を適切に保存するものとしませんが、指導要録の保存期間にあわせて、少なくとも5年間保存します。

国・県の改定等	「岡谷市いじめ防止等のための基本方針」(平成27年5月策定)	
	現 行	改定案
・ 調査結果を踏まえた再発防止、教職員の処分について明記	④ 調査結果を踏まえた措置 ・ 市教育委員会は、専門家の派遣による重点的な学校支援、教職員の配置等人的支援の強化、心理や福祉の専門家など外部人材の追加配置等を行い、積極的に学校を支援します。	④ 調査結果を踏まえた措置 ・ 市教育委員会は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等について市教育委員会及び学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行います。 ・ 市教育委員会は、いじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行ったうえで客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討します。 ・ 市教育委員会は、専門家の派遣による重点的な学校支援、教職員の配置等人的支援の強化、心理や福祉の専門家など外部人材の追加配置等を行い、積極的に学校を支援します。
・ 再調査を行う必要があると考えられる場合の判断基準を示す	(3) 市長による対応 (2) ③イ「調査結果の報告」を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、<u>必要があると認めるときは、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行います。</u>	(3) 市長による対応 (2) ③イ「調査結果の報告」を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため<u>以下に掲げる場合は、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）することを検討します。</u> ○調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合 ○事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合 ○市教育委員会及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合 ○調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

国・県の改定等	「岡谷市いじめ防止等のための基本方針」(平成27年5月策定)	
	現 行	改定案
	①再調査 ・再調査にあたっては、<u>弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、公平性・中立性・客観性を確保します。</u> ・従前の経緯や事案の特性から、必要な場合、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、（２）②の調査に並行して、市長による調査を実施することもあります。 ・調査の主体は、いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。	①再調査 ・再調査にあたっては、<u>条例に基づき岡谷市いじめ問題再調査委員会を設置し、公平性・中立性・客観性を確保します。</u> ・従前の経緯や事案の特性から、必要な場合、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、（２）②の調査に並行して、市長による調査を実施することもあります。 ・調査の主体は、いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。
	《重大事態に対する調査、報告のフロー図》 重大事態の発生 学校又は教育委員会による調査 ○校内「いじめ防止対策推進委員会」又は市教育委員会の調査の実施→事実関係を明確にする	《重大事態に対する調査、報告のフロー図》 重大事態(疑い)の発生 学校又は市教育委員会による調査 ○校内「いじめ防止対策推進委員会」に必要に応じて<u>弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等を加え、又は市教育委員会の附属機関「岡谷市いじめ問題対策調査委員会」により調査の実施→事実関係を明確にする</u>
	市長による再調査 <u>弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等。</u> 調査の実施→事実関係を明確にする	市長による再調査 <u>「岡谷市いじめ問題再調査委員会」による調査の実施→事実関係を明確にする</u>
	7 基本方針の点検・評価 「岡谷市いじめ防止等のための基本方針」は、岡谷市子ども教育支援チームをはじめとする組織において、対策を推進しながら内容の点検・評価を行います。 また、今後も国や長野県との連携を密にし、社会・教育情勢の変化等を的確かつ柔軟に反映させるため、必要に応じて改訂を加え、総合教育会議において協議・調整を図ります。	7 基本方針の点検・評価 「岡谷市いじめ防止等のための基本方針」は、<u>岡谷市いじめ問題対策連絡協議会や岡谷市子ども教育支援チームなどの組織</u>において、対策を推進しながら内容の点検・評価を行います。 また、今後も国や長野県との連携を密にし、社会・教育情勢の変化等を的確かつ柔軟に反映させるため、必要に応じて改訂を加え、総合教育会議において協議・調整を図ります。

国・県の改定等	「岡谷市いじめ防止等のための基本方針」(平成27年5月策定)	
	現 行	改定案
参考資料	8 参考資料 平成26年度 いじめ根絶子ども会議 メッセージ文	8 参考資料 平成29年度 いじめ根絶子ども宣言
みんなの力でいじめをストップ	みんなの力でいじめをストップ 【学 校】校長、教頭、学級担任等へ遠慮なくご相談ください。 【岡谷市】子ども総合相談センター(市役所教育総務課内) 0266-23-4811(代表) 内線1215、1217 教育相談室(諏訪湖ハイツ内) 0266-24-2206 【県や国の機関】学校生活相談センター(長野県教育委員会心の支援課内) 24時間いじめ相談電話 0570-0-78310(なやみ言おう) 子ども人権110番(長野地方法務局) 0120-007-110	みんなの力でいじめをストップ 【学 校】校長、教頭、学級担任等へ遠慮なくご相談ください。 【岡谷市】子ども総合相談センター(市役所教育総務課内) 0266-23-4811(代表) 内線1215、1217 分室(諏訪湖ハイツ内) 0266-24-2206 【県や国の機関】学校生活相談センター(長野県教育委員会心の支援課内) 24時間いじめ相談電話 0120-0-78310(なやみ言おう) 子ども人権110番(長野地方法務局) 0120-007-110